

特認校制度の趣旨と目的

「札幌市特認校のしおり」より

自然環境に恵まれた小規模校の小中学校で、心身の健康増進を図り、体力作りを目指すとともに、自然あふれる中で、豊かな人間性を培いたいという保護者に希望のある場合に、一定の条件を付してこれを認めるものです。

《入学条件》

1. 保護者の申請

入学が適当かどうか、制度の趣旨に沿ったものであるかどうかを、面談の上判断しますので、保護者は必ず児童同伴のうえ、学校に次の書類を持参して下さい。

- ① 教育委員会への「指定変更願」の申請書。(学校に配備)
- ② 在学している学校の「学校長の意見書」(新入学の場合は不要)

2. 定員

1学年20名の範囲内で入学を認める。定員を超えた場合抽選で入学を決定します。
(地域に在住し正規の通学区域として指定されている児童を除きます)

3. 通学条件

公共交通機関を利用して、徒歩を含む片道の所要時間、低学年(1~3年)で40分以内、高学年(4~6年)で60分以内をめやすとします。

4. 保護者の協力

登下校時における安全確保について、特に必要な場合は保護者が協力が必要となります。

5. 短期の転入学および生活指導上の条件

一定の期間を限定した短期間の転入学は認められません。保護者は児童と同一生計を維持していることが要件となります。児童単独での転入は認められません。

6. 児童・生徒の心身の条件

心身の状況が通学に耐えられることが条件です。障害のある児童の入学は原則として認められません。

7. 特認入学の取り消し

特認入学を許可した後において、申請の事実と異なり、または特認の趣旨・目的に添わない事由が生じ支障があると認められるときは、特認入学を取り消すことがあります。